

1 辺野古新基地建設をめぐる 裁判の状況

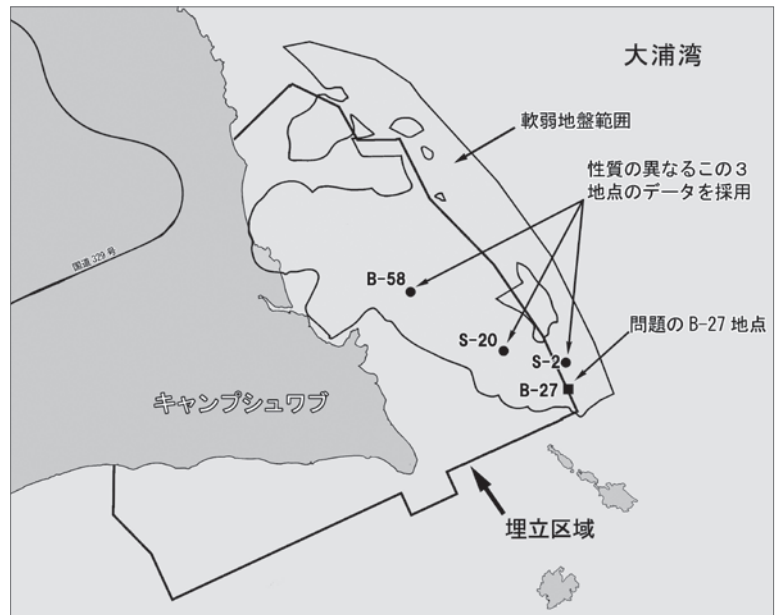
辺野古新基地建設をめぐるのは、埋立承認取消について、2016年12月の最高裁判決で沖縄県が敗訴した後に、工事が再開した。しかし、承認後に判明した、軟弱地盤、活断層、環境保全措置の問題と、仲井眞知事の承認に付した留意事項への違反について、翁長知事が逝去する直前に行った指示に基づき、2018年8月、県は埋立承認の撤回をした。これに対して、沖縄防衛局の申立により国交省は執行停止を決定したうえで、撤回を取り消す裁決をした。これについて県は関与取消訴訟を提起したが、2020年3月26日に最高裁が棄却をした。

また、撤回に対しては、周辺住民による抗告訴訟も係属しており、4人について原告適格が認められ、審理が続いている。

2 軟弱地盤の問題

撤回の根拠となった理由の一つとして、建設予定地の大浦湾海底に「マヨネーズ並み」とも指摘される軟弱地盤が存在することがあげられている。沖縄防衛局は2016年3月には軟弱地盤の存在を把握していたが2018年3月までは地質調査の報告書を国会にも提出しなかった。

防衛省は工法の変更を余儀なくされ、昨年9月に「普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会」(以下、技術検討会)を設置した。海底70メートルより下は「非常に硬い粘土層」で地盤改良



* 普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立承認願書の図面データと、地盤に係る設計・施工の検討結果報告書の図面データをもとに土木技術者の奥間政則氏が作成

を行えば安定的な施工が可能と説明してきた。しかし、地盤調査の受注業者のデータからは、巨大護岸が設置される地点の真下にあたるB-27地点に最大深度90メートルの軟弱地盤が存在する可能性が指摘されていた。そして、国内には、海面下70メートルまでの地盤改良工事に対応できる作業船しかないという。

防衛省はこのことを国会審議などで指摘されると、データの隠ぺいではなく、データを採用していないことは、「船上で行う簡易的で信頼性が低い試料を用いた試験で、設計に使われることはない」などと述べ、B-27地点から離れた地盤の性質の異なる3地点(B-58, S-20, S-2)から類推した強度をもとに辺野古移設計画への影響はないと強弁した。しかし、上記データをもとにした地質学者・土木工学の研究者等による「沖縄辺野古調査団」

(代表・立石雅昭新潟大学名誉教授)の調査によれば、国土交通省が定める港湾施設の基準を満たさず、巨大護岸が崩壊する恐れもあると指摘されている。沖縄県が求めたボーリング調査も実施されていない。

このような技術的に重大な問題点があるにもかかわらず、技術検討会は、上記データについての検討を行わず工事ありきの対応をしており、客観的な助言をするのではなく、国の基地建設の追認をする機関となっている。そもそも、8人の委員のうち4人は防衛省と国土交通省に現職、元職で勤務経験があり、委員長は移設工事の一部を請け負うことになっている企業の子会社取締役の名を連ね、2人の委員(大学教授)は工事受注企業から研究のための「奨学寄附金」を受領していたと報じられており(2019年9月8日沖縄タイムス社説、2020年1月9日琉球新報社説)、技術検討会の公平性にも疑問が呈されている。

防衛省は4月10日に開催した「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会」で工事計画変更について技術的な検討は終了したとして、4月21日に沖縄県に対して工事計画変更の申請を行った。

県民投票の結果もあり、沖縄県はこの申請を認めないと思われる。そうすると、国と沖縄県との紛争手続に移行することになる。

3 いったん工事を止めて 議論を尽くすことが必要

防衛省の設計変更では埋立工期は5年から9年3か月に延び、移設完了には12年を要し、総工費は9300億円に膨らむという。

大浦湾海底には軟弱地盤に止まらず、民間の地質学者から活断層の存在も指摘されている。

防衛省は、既に実施されていた大浦湾側の埋立海域で予定していた工事について、軟弱地盤の存在が判明し契約を取りやめざるを得なくなり、少なくとも6件の護岸・岸壁工事の発注を本年3月までに打ち切ったことが報じられた。うち5件は護岸や岸壁そのものの建設までに至っていないが、一部の工事や地質調査などに使われた経費として6件で81億円が支出されたという(2020年4月5日琉球新報)。

当会は、2019年3月に、「普天間基地の辺野古移設に明確に反対の意を示した沖縄県民に寄り添い、政府がその民意を尊重し真摯な対応をすることを求める会長声明」を出した。政府に沖縄県民の民意を尊重し真摯に対応することをここに求めるとともに、普天間基地の辺野古移設問題は、沖縄だけではなく日本全体の問題であることから、個人の尊厳と法の下での平等及び地方自治の本旨を守るため、沖縄県民に寄り添い、沖縄弁護士会をはじめ全国の弁護士会と連携し、いま何をすべきかを引き続き検討する決意を示した。

辺野古新基地建設は、何度も示されてきた沖縄県民の民意に反する。地質学的にも技術的にも、埋立工事実施が困難な海底70メートルを超える深さの軟弱地盤が指摘されているのに、防衛省は解決策を示すことなく安全性が確認できない設計変更を強行しようとしている。このような状況で、沖縄にさらなる基地負担を押し付けることは、沖縄県民の尊厳と法の下での平等及び地方自治の本旨に反する状態と言えるのであり、現時点ではいったん工事を止めることを求め、全国民の課題として改めて議論を呼びかける取り組みこそ必要であると思う。